

# みんなのかんきょう

～福井の美しい環境を  
未来へつなげるために～

73



## CONTENTS

特集：～福井の美しい環境を未来へつなげるために～

|                          |    |
|--------------------------|----|
| （ウィズコロナ時代の中での環境保全活動について） | 2  |
| 地球温暖化ストップ県民運動強化事業        | 5  |
| 県民主体の省エネ普及啓発事業           | 6  |
| 環境ふくい未来創造事業              | 7  |
| 専門家による団体サポート事業           | 9  |
| ふくいまるごと環境学び舎             | 9  |
| リペア・リユース推進事業             | 10 |
| SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク  | 10 |
| 人とツキノワグマの共存に向けて          | 11 |
| おいしいふくい食べきり運動            | 12 |

|                  |    |
|------------------|----|
| 3Rの促進            | 13 |
| 里山里海湖研究所の活動      | 14 |
| コロナ禍における年縞博物館の活動 | 14 |
| コウノトリの野外定着       | 15 |
| クリーンアップふくい大作戦    | 15 |
| 会長表彰 受賞者一覧       | 16 |
| 私たちの活動紹介         | 17 |
| 主な環境関連法令の改正情報    | 18 |
| 協議会からのお知らせ       | 20 |



環境ふくい推進協議会



## 福井の美しい環境を未来へつなげるために 「ウィズコロナ時代の中での環境保全活動について」

令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、多くのイベントが中止となりました。環境保全活動でも同様にイベントの実施が困難となりましたが、そのような中でも感染症対策を工夫しながら実施した活動を紹介します。

### 親子で環境活動推進事業

#### この事業の目的

令和2年度の新しい事業である「親子で環境活動推進事業」。この事業では、小学生の親子を対象にガイドブック『ふくいっ子に体験してほしい50の自然体験』に関連する自然体験と環境保全に積極的に取り組む企業の見学会を組み合わせたイベントを実施します。

福井県は山・海・川・湖と多様な自然に恵まれているとはいえ、子どもたちが自然体験をする場所や機会は少なくなってきました。その親世代もまた、同様に自然体験の場所や機会が減少した世代です。そこで、親子で自然体験の機会や環境について考えてもらう機会をご提供すること自然とのつながりを感じ



ガイドブック『ふくいっ子に体験してほしい50の自然体験』

れるセンサーを磨いていただけたら、ということでも企画しました。

#### 令和2年度の取組み 「親子で池田の森であそぼ」

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から企業見学会は見送りでしたが、自然体験イベントに絞って実施しました。

イベントは、「親子で池田の森であそぼ」のテーマのもと、池田町で森のようちえん活動を行う「さとやま子育てサロン いけだのそら」にご協力をいただき、2回に分けて実施しました。

1回目のイベントは、令和2年12月12日（土）に開催し、小学校1～3年生の親子を中心に11組に参加していただきました。この日は、敷地内の畑で収穫した野菜を使用した豚汁作りや、羽釜でご飯を炊くなどの体験を楽しみました。また、自分たちで火を起こしてたき火をし、マシユマロや餅などの好きな食材を焼いて食べたり、「ウッドラボいけだ」のご協力のもと、木の端材を使用した大きなテーブル作りにも挑戦しました。あいにくの悪天候により、森遊びは短時間でしたが、参加者の親子たちは自分の体験したい活動を気の済むまで満喫していました。

2回目のイベントは、令和3年2月6日（土）に小学校4～6年生の親子を中心に13組に参加していただきました。まず、地元・池田町で100年以上前から味噌蔵を営んでいる湯本味噌株式会社にご協力いただき、味噌づくり体験を行いました。

昼食後は、屋根まで積もった雪で思いっきり雪遊びをしました。また、たき火で食材を焼いて過ごしほか、ナイフを使ったブッシュクラフトにも挑戦していただきました。この日は天候に恵まれ、参加者の親子たちは和気あいあいとした雰囲気の中で池田の冬を満喫していました。



2月6日のイベントの様子  
上)味噌を仕込む様子  
下)雪遊びの様子



12月12日のイベントの様子  
上)畑で収穫した野菜をきれいに洗う  
下)火おこしにチャレンジ

## SNS発信力向上セミナー

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施を契機として、ますます必要性が高まった「オンライン」を活用するスキルやSNSでの発信力。

令和2年の初夏、団体会員の皆様にご協力いただいた「新型コロナウイルス感染症の影響に関するアンケート」でも「オンライン活用研修を受けたい」とのご要望が多数ありました。

そこで令和2年度の「環境福井スタイルセミナー」は、令和2年12月23日（水）にbe'smiling・代表の佐々木孝美氏をお招きし、「SNS発信力向上セミナー」を実施しました。

セミナーには、企業会員や団体会員、個人会員や行政の方など、約30名に参加いただきました。



「SNS発信力向上セミナー」の様子

佐々木氏の講演では、FacebookやTwitter、Instagramなどの各種SNS利用者層の違いや特徴についての解説をはじめ、SNSを開始するときに重要なポイントや記事を投稿する際のコツなどについてお話しいただきました。

また、協会アドバイザーの鈴木順一朗氏との対談では、ホームページとSNSの活用方法の違いについての解説や、動画を撮る際の注意点、YouTubeに動画を投稿する際に留意する点などについてのお話がありました。

情報発信のためのツールはたくさんあり、それぞれの特徴を知った上でどのように使いこなすのかも重要ですが、土台である広報戦略をしっかりと練ることが大切というお話が大変印象的でした。

## わくわくもったいないランド2020

当協議会では、「ものを大切にする社会づくりを進めるための取り組み「リペア・リユース推進事業」の一環として、修理やリユースに関するイベントを開催しています。令和2年10月3日（土）に福井駅前西口のハピテラスでリペア・リ



「わくわくもったいないランド2020」のチラシ

ユースイベント実施団体等がブースを設ける、総合的なユースイベント「わくわくもったいないランド2020」を開催しました。

### ○感染症対策について

イベントの開催にあたっては、様々な新型コロナウイルス感染症対策を講じました。入場される方全員への消毒・検温のほか、屋外の会場の使用・椅子等の配置間隔を広くするなど、「三密」を避けるような会場設計を心掛けました。



会場の様子

### ○大古本市

最も盛況だったのは、福井古書籍商組合に参加する古書店4店と県職員が共同で実施した、大古本市です。1日の売り上げ冊数は計480冊に上り、うち県が販売した古本は111冊でした。県が販売した古本は、公共施設等に設置している「本のリサイクルボックス」を通じて県民の皆様より寄付していただいたものです。

中古品を売り買いするリユース市場は、誰でも手軽にリユースに参加できるイベントなので、今後も実施団体への寄付等を通じて、開催を促進していきます。



大古本市



## ○おもちゃ病院

おもちゃ病院は、壊れたおもちゃを無料で修理しているボランティアグループです。イベントでは「ふくいおもちゃ病院」のおもちゃドクターの皆様が、おもちゃ病院の出張開催を行いました。

受付には壊れたおもちゃを持った親子連れが続々と訪れ、おもちゃドクターへ修理を依頼していました。修理されたおもちゃの総数は34個におよび、蘇ったおもちゃで早速遊んでいる子どもの姿もありました。



おもちゃ病院

## ○その他のブース

イベントでは、その他にも様々なブースを設け、来場者の皆様に「ものを大切にする」活動に触れていただきました。

「フードドライブ」のブースでは、家庭等で余っている未利用食品を集めて子ども食堂や福祉



まちの修理屋さんのお手入れ講座



パネル展示

施設等に寄付する活動である「フードドライブ」を実施するため、余っている未利用食品を募集しました。当日は、缶詰やお菓子など、合計62点の食品を寄付していただき、回収した食品は県内の子ども食堂等へ提供しました。

「まちの修理屋さん」によるお手入れ講座では、靴の修理と洋服のクリーニングのプロをお招きし、実演や個別相談といった形で靴や洋服を長く使うためのコツを教える講座を開催しました。

また、リサイクルでできる紙資源である「雑がみ」の分別を実践するクイズや、海洋ごみに関するパネル展示等を行い、ごみ問題やリサイクルに関する普及啓発を併せて行いました。加えて、県が推進している「マイボトル運動」の普及のため、キッチンカーでマイボトルを使用して飲み物を購入した方に割引を行ったり、各ブースを回ってスタンプを集めた方にエコバッグをプレゼントするなど、来場者の皆様に、ごみの減量化（リデュース）について興味を持っていただくためのキャンペーンを実施しました。



マイボトル運動の紹介パネル

入した方に割引を行ったり、各ブースを回ってスタンプを集めた方にエコバッグをプレゼントするなど、来場者の皆様に、ごみの減量化（リデュース）について興味を持っていただくためのキャンペーンを実施しました。

## ○ステージイベント

ブース以外にも、イベントを盛り上げるプログラムのための簡易ステージを設けました。

午前の部では、食品ロスを削減するための県の取り組み「おいしいふくい食べきり運動」を県と協働で推進している福井県連合婦人会の活動の様子を大型ビジョンで上映したほか、婦人会の皆様

とはぴりゅうが「食べきりダンス」を披露しました。

午後には、はぴりゅうがはぴねすダンスを披露した後、ステージを降りて会場を巡回しました。直接の触れ合いには自粛をお願いしましたが、一緒に写真を撮るなどして会場を盛り上げていました。



会場を巡回するはぴりゅう



食べきりダンス②



食べきりダンス①



# 環境ふくい推進協議会 事業紹介

## 地球温暖化ストップ県民運動強化事業

### 地球温暖化ストップ県民運動

#### 「LOVE・アース・ふくい」とは

県民、企業・団体がそれぞれの日常生活や事業活動において、身近な省エネ活動などの取組みを実行することが重要であるため、日常生活（Life）、事業活動（Office）、自動車利用（Vehicle）、環境教育（Education）の分野において、地球温暖化防止活動の輪を広げようという県民運動です。平成18年6月より、福井県地球温暖化防止活動推進センターとともに、地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」を県民、消費者、教育、商工、運輸、エネルギー、林業関係の各団体等の協力をいただきながら推進しています。

令和2年度は、「エコチャレふくい」、「Enjoy Home夏のecoミッションキャンペーン」、「ふくい省エネ家電買替キャンペーン」や「省エネ住宅（ZEH）普及イベント」を実施しました。

LOVE・アース・ふくい  
Life 日常生活  
Office 事業活動  
Vehicle 自動車利用  
Education 環境教育

の分野において、温室効果ガス削減に向けた活動の輪を広げる県民運動として「LOVE・アース・ふくい」を展開しています。



### エコチャレふくい

家庭の日（毎月第3日曜日）を統一行動日に設定し、季節ごとのテーマに沿ったエコな取組みを多くの県民が実践し、その結果を専用のWEBサイトへ投稿しました（7月～3月）。

① 夏（7～8月）は「夏を涼しく快適に！身近にできるエコチャレ実践！」をテーマに「室温設定28度」などを統一行動に設定。

② 秋（9～11月）は「エコ移動に心がけて旬の食材を楽しむ！エコチャレ実践！」をテーマに「安心でおいしい地産地消の推進」などを統一行動に設定。

③ 冬（12～2月）は「冬こそ省エネ！みんなで楽しくエコチャレ実践！」をテーマに「おしゃれでオススメな服装の紹介」などを統一行動に設定。

④ 春（3月）は「もうすぐ春！身近なロスを見直そう！エコチャレ実践！」をテーマに「ごみの分別、3R（リデュース・リユース・リサイクル）術」などを統一行動に設定。



毎日食べる野菜は福井県産のものをかうようにしています！



暖房の設定温度を1℃低くしてCO<sub>2</sub>削減！！

また、県内のイベントに出展してエコチャレふくいを周知したほか、エコチャレふくいYouTubeチャンネルを新たに開設し、省エネ方法や省エネグッズ等を紹介しました。



福井県フェス



You Tubeチャンネル

### Enjoy Home

#### 夏のecoミッションキャンペーン

例年、夏（冬）期の節電対策として実施していた「クール（ウォーム）シェアふくい」については、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、開催を見送りました。

ステイホームやテレワークで家庭内の電力需要が増加すると予想されたため、家庭でできる温暖化対策についてミッション形式で実践するキャンペーンを実施しました。



「Enjoy Home夏のecoミッションキャンペーン」  
実施期間：  
2020/7/1～2020/9/30



## ■省エネ住宅（ZEH）の普及イベント

県民のZEHへの理解を深め購入につなげていくため、ZEHの特徴や良さを説明するZEHセミナーを嶺北、嶺南の2会場で開催しました。また、イベント会場では、外部給電器を用いて電気自動車（EV）の「動く蓄電池」としての魅力も紹介しました。そのほか、ZEHパネルディスカッションを住宅メーカー（石友ホーム株式会社、永和住宅株式会社）と協力して開催しました。



ZEHセミナー



EVからの外部給電の様子（嶺北会場）



ZEHパネルディスカッション



EVからの外部給電の様子（嶺南会場）

## ■ふくい省エネ家電買替キャンペーン

古い家電を省エネ性能が高い家電に買い替えることで、家庭の消費電力の抑制を推進するために、福井県電器商業組合加盟店と家電量販店（県内100満ボルト、ケーズデンキ、ジョーシン）と協力して、省エネ家電買替キャンペーンを実施しました。統一省エネラベル3つ星以上のエアコン、液晶テレビ、電気冷蔵庫、またはLED照明器具の購入者に抽選で景品が当たるキャンペーンを実施して、258件の応募がありました。



「ふくい省エネ家電買替キャンペーン」  
実施期間：2020/8/1～2020/12/31

## 県民主体の省エネ普及啓発事業

令和2年度は、令和元年度に県内大学生で結成した省エネ活動推進グループを中心に若者の視点を活かして、省エネ活動の普及を図りました。具体的には、省エネカードゲーム体験会の開催や、省エネ普及動画の作成・発信、イベントでの普及啓発活動を行いました。

### ○省エネカードゲーム体験会

令和元年度に開発した省エネカードゲームの体験会を県文書館で開催しました。会場では、省エネ活動

推進グループが温暖化の現状・対策を説明した後、省エネカードゲームで遊びながら、家庭でできる省エネ対策について楽しく学んでいただきました。



### ○省エネ普及動画

地球温暖化対策を効果的に普及啓発できるよう企画会議を重ねた結果、コロナ禍においても省エネ対策を普及できるよう、動画共有サービスを活用して省エネ普及動画を作成・発信することとしました。今後も、県民が楽しく省エネ活動に参加できるよう、若者の発想力を活かし、普及啓発活動を行っていきます。



エコクッキング

# 環境ふくい未来創造事業

この事業は、当協議会にいただいた寄付金を財源として環境保全活動が活性化することを目的に平成27年度から実施しています。

令和2年度は、共働活動応援枠4団体、スタート応援枠3団体に対し助成しました。

※共働活動応援枠（上限30万円、最長2年）

新たに他団体や企業と共働して活動する団体、新たに団体と共働して活動する企業への助成  
※スタート応援枠（上限10万円、最長3年）

団体を立ち上げてから5年未満の団体、新しく事業を立ち上げる団体への助成

## 令和2年度の助成団体一覧

### ○共働活動応援枠

|   | 団体名                     | 活動名称                                              | 活動地域 |
|---|-------------------------|---------------------------------------------------|------|
| 1 | にじいろずく                  | 森づくりから広げる『あんなの森』生き物観察会とマップづくり<br>(共働相手：里山むっこ)     | 福井市  |
| 2 | 一般社団法人<br>日本サーフィン連盟福井支部 | ふくい海の学校 Clean UP SURF ACT. 2020<br>(共働相手：(株)吉野重雄) | 坂井市  |
| 3 | こどもの森運営委員会              | こどもと森が育つ木育の里環境づくり<br>(共働相手：福井大学、(NPO)森のほうかごがっこう)  | 坂井市  |
| 4 | 特定非営利活動法人<br>森林楽校・森んこ   | かやぶき民家のある里山の風景を残そう！<br>(共働相手：(合)おおい町地域電力、ホテル流星館)  | おおい町 |

### ○スタート応援枠

|   | 団体名                     | 活動名称               | 活動地域 |
|---|-------------------------|--------------------|------|
| 1 | 森のようちえん風のいろ             | 森のようちえん活動での安全確保    | 永平寺町 |
| 2 | 一般社団法人<br>足羽山にどもとあそびLab | CLEAN FOREST TOURS | 福井市  |
| 3 | めだかの学校塾                 | 自然と共生              | 越前町  |

## 助成を受けた団体の活動紹介

### ◆共働活動応援枠

#### ①にじいろずく(福井市)

同団体は、福井市の文殊山の麓を拠点に、幼少期の子どもを対象に自然体験を実施する「森のようちえん」活動を実施しています。

本事業では、森にすむ生き物やその住処をまもる大切さを楽しく学んでもらうため、令和元年度の助成で整備した「みんなの森」で、年間を通じ森の整備と生き物観察会を実施しました。また、観察会などで採取した生き物は、専門家の監修のもとで調査・同定作業を行い、データベース化するとともに生息マップを作成し、同団体のホームページに生き物マップとして掲載しました。

#### ②(一社)日本サーフィン連盟福井支部(坂井市)

同団体は、三国を中心とするサーフポイント周辺で、ビーチクリーンや海洋ごみ問題に関する啓発活動を行い、清掃活動を若い世代に拡大することを目的に活動しています。

本事業では、三国サンセットビーチなどで「海岸クリーンアップ活動」を行いました。また、クリーンアップ活動と組み合わせて講演会や漂着物を使ったクラフト教室、クリーンアップ活動参加者対象のサーフィン教室、「ちびっこ宝探し」などを実施しました。

#### ③こどもの森運営委員会(坂井市)

同団体は、坂井市竹田地区で「こどもと森が育つ木育の地域づくり」を目指し、木育に関する

にじいろずく  
生き物観察会の様子



日本サーフィン連盟福井支部  
クリーンアップ活動の様子

#### ④(NPO)森林楽校・森んこ(おおい町)

同団体は、森林や里山での自然体験活動や講義、勉強会を実施するほか、おおい町の老左古集落「里山カルチャーガーデンOISAKO」を拠点とした体験事業やふるさと茶屋の営業など里山の魅力を生かした活動をしています。

るワークショップや自然体験イベント、竹田地区の里山の環境整備などを実施しています。本事業では、竹田地区固有種のエチゼンダイモンジソウの植栽と、現役木こりから直接森について学ぶイベント「木こりと一緒に森づくり」、地域内外の人たちと共に竹田地区の里山の森を整備する「未来につながる森づくり」を行いました。



本事業では、持続可能な暮らしを送っていた里山の生活文化に一層の関心を持ってもらうため、「OISAKO」にある築約100年のかやぶき民家の清掃・修繕を地元住民などと一緒を実施するとともに、かやぶき屋根のある風景の絵画コンクールと展示会を実施しました。

こどもの森運営委員会  
木こりによる森林教室  
の様子



森林楽校・森んこ  
かやぶき民家の  
畳揚げの様子

## ◆スタート応援枠

### ①森のようちえん風のいろ（坂井市）

同団体は、永平寺町などの森を拠点に「森のようちえん」活動を実施しています。  
本事業では、自然体験の専門家から活動場所の選定や整備などに関する研修を受けました。  
また、自然体験の専門家の監修のもとで、森遊び初心者親子を対象とした森遊びイベント

森のようちえん風のいろ  
イベントで森の危険  
な虫について説明を  
受ける様子



足羽山子どもとあそぶLab  
足羽山の森林清掃の様子

「はじめての森遊び」を開催しました。このイベントでは参加者に森の危険な動植物などを学んでもらうと同時に、専門家に実際のイベント運営を監修・助言してもらうことでスタッフの資質向上を図りました。

### ②（一社）足羽山子どもとあそぶLab（福井市）

同団体は、福井市の足羽山を拠点に、足羽山の歴史・自然・文化を生かした親子向けの地域活性化の取組みを実施しています。

本事業では、足羽山の森林清掃と環境整備、足羽山の未来について意見交換を行う親子向けイベント「CLEAN FOREST TOURS」とその報告会を開催しました。イベントでは、清掃中にガイドによる足羽山の名所や環境についての紹介も行い、足羽山の自然環境保護の大切さを伝えました。

### ③めだかの学校塾（福井市）

同団体は、越前町の里山にあるフィールド「めだかの学校塾」でビオトープを整備して子ども向けの自然観察会や体験学習などを実施しています。

本事業では、鳥獣害対策につなげるため、山際の休耕水田とその周囲1反分を新たに整備してビオトープを作りました。ビオトープ内には水芭蕉の植栽も行ったほか、水路を作り、簡易な船が浮かべられるようにしました。



めだかの学校塾  
整備したビオトープの見学会の様子

### ○ご寄附について

環境ふくい未来創造事業は、皆様からの寄付金により実施しています。県内の環境保全活動の活性化のため、より一層のご支援をお願いします。

ご寄付  
ありがとうございました

★福井信用金庫 様

## 専門家による団体サポート事業

当協議会では、団体の活動内容向上に資する人的サポートを行うため、専門家を派遣する事業を令和元年度から開始しました。

### ○専門家による団体サポート制度の紹介

本事業では、団体・法人が抱える団体経営、情報化等の種々の問題に対して、協議会から専門家を派遣することで、適切な診断・助言を行うことによって課題の解決につなげ、団体・法人の多様で活力ある成長・発展を図ることを目的としています。

派遣する専門家の分野は、司法書士、行政書士、中小企業診断士、マネジメント、ICT等の6分野です。なお、派遣回数は最大3回で、費用は協議会が負担します。

### ○令和2年度の制度活用事例

#### 福井県生活学校連絡協議会×ICTの専門家

令和2年度は、福井県生活学校連絡協議会（福井市）に対し、ICTの専門家として、be・smiling代表の佐々木孝美氏を派遣しました。同協議会は、普段は「環境」、「食」など、日常生活に関連した問題解決に向けて活動しています。令和元年度からは、統一テーマ「健康な食と環境」、サブテーマ「海洋プラスチックごみを考える」を掲げて活動中です。令和3年度から、オリジナル紙芝居を利用して海洋プラスチックごみ問題啓発のための出前講座を予定しています。これに向け、自分たちでオンライン出前講座を実践す

るスキルを習得するため、ICTの専門家の派遣を希望されました。

派遣決定後、3回の派遣の中で、オンラインに関する基礎知識のレクチャー、操作方法等についての助言を受けられました。

同協議会からは、活動場所などに制限されることなく出前講座を展開できそうだ、とのご感想をいただきました。

## ふくいまるごと環境学び舎

当協議会では環境保全活動の活性化のため、企業や環境保全団体向けのワークショップの開催など、団体支援、研修などを実施しています。

### 環境福井スタイルセミナー

### ○SNS発信力向上セミナー

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、ますます必要性が高まったSNSでの発信力。

令和2年中に団体会員を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響調査をした際にも「オンライン活用研修を受けた」との要望が多くありました。これを受け、be・smiling・代表の佐々木孝美氏をお招きし、「SNS発信力向上セミナー」を実施しました。



「SNS発信力向上セミナー」の様子

佐々木氏のご講演では、FacebookやTwitter、Instagramなどの各種SNSの利用者層や特徴についての解説をはじめ、SNSを開始するときに重要な2つのポイントや投稿のコツなどについてお話しいただきました。協議会アドバイザーの鈴木順一朗さんとの対談では、YouTubeに動画を投稿する際のコツなどについてお話しいただきました（詳しくはP3の特集で紹介しています）。

### ふくいっ子に体験してほしい50の自然体験

県内の子どものバランスのよい自然体験を進めるため、平成27年度にガイドブック「ふくいっ子に体験してほしい50の自然体験」を発行し、毎年度、県内の全ての小学1年生に配布しています。

令和2年度からは、ガイドブックに掲載した自然体験を親子で体験する機会を提供するため、「親子で環境活動推進事業」において自然体験イベントを実施しました（イベントの様子はP2の特集で紹介しています）。

協議会のホームページでは自然体験ができる施設を紹介しているほか、ガイドブックのダウンロードもできます（下のQRコードからアクセス可）。



ガイドブックの掲載ページのQRコード



『ふくいっ子に体験してほしい50の自然体験』の表紙



# リペア・リユース推進事業

当協議会では、福井県環境基本計画に掲げた「ものを大切にする社会づくり」を進めるため、リユースイベントの開催やリペア・リユースイベント実施団体への支援を行っています。

## ○ボランティアの人材育成

修理ボランティアの人材育成を通じて、ものを修理できる人材を増やし、身近なところでリペア・リユース団体が継続して活動していけるよう、「おもちゃドクター」や「洋服・ぬいぐるみお直し隊」の養成講座を開催しています。

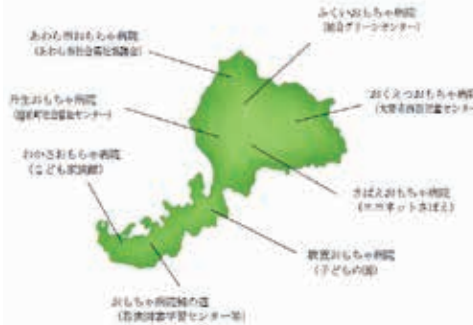
おもちゃドクター養成講座は、平成23年度からこれまでに延べ400名が受講しました。

おもちゃドクターのうち希望者は、おもちゃの修理を行うボランティア団体「おもちゃ病院」に属し、子どもたちのものを大切にする心を育むために活躍しています。

現在県内8か所でおもちゃ病院が活動しています（現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を休止している病院があります）。

各病院の活動日、活動場所等は県のホームページに掲載しています。

また、令和元年度には、洋服やぬいぐるみの補修を



福井県おもちゃ病院

検索

行う人材を育成する洋服・ぬいぐるみお直し隊養成講座も開催しました。

おもちゃ病院同様、今後ボランティア団体「洋服・ぬいぐるみお直し隊」として継続して活動していけるよう、支援を行っています。

## ○古本市

県庁1階ロビーや、福井駅西口地下駐車場等に設置したボックスを通じて回収した古本を、県立

# SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク

平成25年9月に福井県で開催されたSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）第4回定例会合を契機に、福井県と石川県の両知事が代表を務め、国内の民間企業、NPO・NGO、研究機関、行政機関等の組織が参画する「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」が設立されました。

本ネットワークは、国内における多様な主体がその垣根を越え、様々な交流・連携・情報交換等を図るためのプラットフォームを構築し、SATOYAMAにおける生物多様性の保全・利用の取組みを国民的取組みへ展開することを目的としています。令和2年12月現在117の団体が参加し、自然再生の先進地の視察や、里山海湖の保全・再生活動に関するシンポジウムの開催、環境関連の展示会での活動PRなどを行っています。

## 令和2年度の活動紹介

### ○オンラインによる定期交流

令和2年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、毎年、いろいろな地域で集まって開催

図書館等で開催する「まごころ古本市」で提供し、その売り上げを県内の環境保全団体の支援等に活用しています。

有人販売に加えてより多くの方にご利用いただけるよう、福井県生活学習館、鯖江市郷陽会館、福井県陶芸館で古本の無人販売も行っています。

小説、参考書、児童書など掘り出し物多数となっていますので、ぜひ足を運んでみてください。

している会合やエクスカーションの実施、展示会への参加が難しい一年となりました。

そのような中、オンライン会議システムを使用した会合や定期総会を開催し、情報交換や各構成団体の近況報告を行ったところ、「例年は会場が遠方で参加しにくかったが、今回はオンラインなので参加することができた」とや「しばらくネットワークの活動に出席しておらず、参加しにくくなっていたが、今回はオンラインなので気軽に参加できた」というプラスのご意見が意外にも多く、オンライン会議のメリットを実感し、ネットワークの新たな活動の形について考えるきっかけとなりました。

各構成団体の活動においても新型コロナウイルスの影響は大きく、イベントや観覧会の開催中止、規模縮小を余儀なくされましたが、少しずつでも活動を続けている団体も多く、様々な情報を共有しました。

定期総会については、国連生物多様性の10年日本委員会が主催する「せいかりレー」に参加登録し、国連生物多様性の10年日本委員会のホームページやSNSを通じて広く発信しました。

# 県事業のお知らせ

## 人とツキノワグマの共存に向けて

福井県は森林面積が県土の75%を占めています。豊かな森の象徴ともいわれる「ツキノワグマ」（以下、「クマ」という）は、県内のどこにでも生息し、県内で約1,000頭（第二期福井県ツキノワグマ保護計画）が生息していると推定されています。

### ●ツキノワグマの暮らし

クマは、成獣の体重は100kg、鼻の先から尾のつけ根までの長さが1mを超える、県内で最大の哺乳類です。巨体ですが、食べ物はほとんどが植物で、若葉、果実、ドングリ類のほか、昆虫類等の動物も食べています。冬（12月～3月）は積雪などで餌がなくなるため冬眠します。子どもは2年に1回、1～2頭を冬眠場所となっている樹木の洞などで出産します。母子は、約一年半行動を共にし、交尾期を迎える初夏に、子どもは母親から独立します。

### ●福井県のクマ出没情報

県では、県民から寄せられたクマの出没情報を、市町と警察と一緒にインターネットによるクマ出没情報収集配信システム（福井クマ情報）によって管理しています。県自然環境課のホームページにおいてこのシステムの情報を閲覧でき、だれもが、県内でいつ、どこでクマの目撃、痕跡があったかを、地図上で確認することができます。一人ひとりが、人身被害防止の対策に役立てることができます。

### ●クマ出没が集落で多発！

令和元年と令和2年にクマが集落に多数出没し、令和元年度は9人、令和2年度（12月末時点）は12

人の人身被害が発生しました。令和2年4月～12月の出没（目撃・痕跡・捕獲）は1,000件を超え、過去10年間で最多となりました。秋の出没は、山地付近の集落だけでなく、平野部の農地や住宅街まで拡大しました。足跡や糞等の痕跡から、河川の敷地を移動し、周辺住宅街や農地を徘徊したことが伺えました。こういった大量出没等の原因としては、秋に餌となるドングリ類が一斉に不作となったことが県の調査で分かっており、冬眠前のクマが集落にある柿や栗などの餌を求めて出没したと考えられます。また、近年、山間部の過疎化により里山のクマが増加し、平野部への出没数の増加、被害多発につながっていると考えられています。

### ●クマとの共存を目指して

日本に生息するクマは別名「アジアクロクマ」と呼ばれ、世界的に生息地域が縮小しています。このため、国際的に絶滅のおそれがある野生生物の保護を目的とする「ワシントン条約」において、クマの輸出入は規制され、保護の対象となっています。

一方、日本国内では、クマは増加傾向にあり人身被害の防止のため、全国的に一定数のクマの捕殺が余儀なくされている現状です。

前述のとおり、令和2年はクマの出没が多発したこともあり、集落の方々と市町や県職員が集落内にある果樹や隠れ場所となる藪の存在を確認したり、地域住民は、被害防止のため餌となる柿や山際の藪等を伐採したりしました。農地では、農業者によるイノシシ用電気柵の設置を12月まで延長し、クマが集落内へ侵入しない対策を進めました。小学校では、県職員が講師となって、クマの生態等の授業を行いました。このように、被害防止にあたって、クマの捕殺だけでなく、クマの保護の観点に立った対策により、クマと共存する取組が行われました。



集落でのクマ勉強会  
(令和2年9月5日 小浜市下根来)



クマの出没場所（一例）  
(令和2年10月15日 福井市大和田)



福井クマ情報  
(Fukui Bear Information)  
(福井県自然環境課ホームページより)



# おいしいふくい食べきり運動

賞味・消費期限切れ、食べ残しといった、本来食べられたはずのいわゆる「食品ロス」は、日本国内で年間約612万トンにも上ります。福井県では「おいしい食べきり」発祥県として、平成18年度から全国に先駆けて、おいしい食材を使っておいしい料理を適量作り食べきる運動、「おいしいふくい食べきり運動」を展開し、食品ロスの削減を推進しています。

## ○全国ネットワーク協議会での活動

平成28年10月に、本県が全国に呼びかけ、食品ロス削減に取り組む自治体間のネットワーク「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」を設立しました。設立後も参加自治体は着実に増え、令和3年1月末現在、47都道府県、382市区町村が参加しています。

令和元年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国・地方公共団体・事業者等の連携協力が求められています。全国協議会では、参加自治体の先進的施策の情報共有や、飲食店、食品小売店と連携し全国共同キャンペーンを実施しています。

また、令和元年度においしい食べきり運動に賛同する全国規模の民間企業と共同宣言を行い食品ロス削減に向け運動をさらに強力に推進していくこととしました。(令和3年1月末現在 共同宣

言企業5社) 各自自治体の食べきり協力店登録制度などでの協力・連携を進め、自治体と企業との連携を拡大し、

食べきり運動の全国展開をさらに進めていきます。

10月の食品ロス削減月間においては家庭での食べきり、12月から1月の年末年始の会食時

において食べきることを呼びかける「全国共同キャンペーン」を実施しました。各自自治体でポスターやチラシを企業や飲食店に配布し、新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底、食事をする際のマナーを守りながら、「おいしく、楽しく、残さず食べきろう」を共通のキャッチフレーズに、食べきり運動を呼びかけました。



全国共同キャンペーン

## ○食べきり実践企業

令和元年度に、宴会などで食べきりを実践した「おいしいふくい食べきり実践企業」に対し、「食べきり実践奨励賞」の表彰を行いました。

「おいしいふくい食べきり実践企業」は、「食べ

きりオーダーシート」を用いて、男女比や年代、料理の分量の要望をお店に伝え、適量注文でおいしく食べきる宴会を実践する企業・団体です。令和3年1月末現在、99事業所が登録しています。

## ○外食時の食べきり実践を促進

令和元年度に引き続き、外食時の食べきり実践を促すため、「おいしいふくい食べきり実践キャンペーン」を実施しました。「食べきり運動協力店」67店舗でおいしく食べきり、シールを集めて応募いただいた方に抽選で景品を進呈しました。



「食べきり実践キャンペーン」のパンフレット

## ○食べきり実践手帳

また、外食時に加え、家庭での食べきり実践を促進するため、「おいしいふくい食べきり運動」を実践してきた連合婦人会から食べきりのコツを取りまとめた「おいしいふくい食べきり実践手帳」を作成し、食べきり家庭応援店などに配布して活用しました。

# 3Rの促進

## ○マイボトル運動の展開

**3 R**  
Reduce (リデュース)  
Reuse (リユース)  
Recycle (リサイクル)

始しました。

マイボトル等に購入した飲み物を入れてもらえる県内の喫茶店やコンビニなどを「マイボトル運動協力店」として県のホームページに掲載するとともに、目印となるステッカーを配布し、周知しています。協力店は、令和3年2月末時点で155店舗となっています。

また、令和2年8月に、

県内のショッピングセンターやホームセンター、百貨店など30店舗の協力を得て、マイボトルの専用コーナーを設置しました。このほか、県庁ホールや総合リユースイベント

県では、令和元年度から、ご



マイボトル専用コーナー



マイボトル運動協力店ステッカー

(わくわくもつたないランド2020【詳しくはP3〜4をご覧ください】)でプラスチックごみ問題に関するパネル展示を行いました。

## ○ポイ捨て防止の推進

同様にごみの減量化の取組みとして、トラックやタクシー等のドライバーに、チラシや啓発品を配布する「ポイ捨てストップキャンペーン」を道の駅などでの活動を中心に、計10回実施しました。

また、運輸・旅客事業所を対象に、「ポイ捨て防止の呼びかけ活動」、「マイボトル運動の推進活動」などに協力する「ポイ捨てゼロ宣言登録事業所」を募集しました。令和3年1月末現在、登録数は186事業所となっています。

## ○雑がみ分別の促進

「雑がみ」とは、家庭から出されるリサイクルできる紙類のことです。令和元年度に実施した調査によると、一世帯で一日当たり約232gの雑がみが出されています。こうした「雑がみ」を分別し、「燃やせるごみ」を減らし(Reduce(リデュース))、回収して資源化する(Recycle(リサイクル))取組みも進めています。

令和2年度は、家庭での雑がみ分別の普及啓発を図ることを目的に、雑がみ分別ちらしを作成し、市町へ配布しました。さらに、総合リユースイベントにおいては雑がみの分別に関するクイズを行い、雑がみについての知識と分別意識の周知を図りました。



啓発チラシ



雑がみクイズ

## ○「まちの修理屋さん」知っていますか?

修理してものを長く使うこと(Reuse(リユース))は大切なことです。県では、壊れた時計や家具等の修理を請け負う「まちの修理屋さん」の利用を促すための取組みを実施しています。

令和2年10月には総合リユースイベントで修理屋さんによるお手入れの講座を開催しました。

県のホームページには、修理店舗の情報を紹介していますので、自分にぴったりのお店を探してみましょう。



PRチラシ



修理体験の様子

ふくい まちの修理屋さん

検索

## お問い合わせ先

福井県安全環境部循環社会推進課

☎0776-20-0317



## 里山里海湖研究所の活動

福井県里山里海湖研究所では、「地域を元気にする実学研究」の拠点として、様々な活動に積極的に取り組んでいます。研究活動の一つである三方五湖自然再生協議会の湖と田んぼのつながり再生部会における「田んぼでのフナ・コイ育成」に関する取り組みについて紹介します。

三方五湖の最上流に位置する三方湖の周辺では、かつては春にフナやコイが田んぼに遡上して産卵し、そこでふ化した個体が田んぼで成長した後、湖に戻っていくという風景が見られていました。しかし、近年は圃場整備などにより、フナやコイが田んぼに遡上できなくなっています。そこで、湖と田んぼの間のフナやコイの往来を取り戻し、湖と田んぼのつながりを再生することを目指した環境保全活動が行われています。フナやコイは、地域の伝統的な食文化の一つを担っていることから、この取り組みは自然環境を守るとともに、地域の漁業と食文化を守ることに貢献します。

具体的には、春先に、フナやコイに川や水路に設置したシュロに産卵させ、その卵をふ化後、一定期間飼育してから田んぼに放ちます。稚魚は、1〜2か月間、田んぼの中干し時期まで生育した後、排水とともに湖に戻します。田んぼの中では、水の流れが緩やかなため遊泳力が弱い稚魚でも生息できることや、水深が浅いので温まりやすく、エサとなるプランクトンも発生しやすいため、稚魚の成長には好適な環境といえます。また、大型の捕食者が少ないことも生息には向いています。

平成30年からの3年間、地元の農家や小学校の子ども達とともに、田んぼへの稚魚の導入と排水時における育成個体数の調査を行い、導入時期や生育期間、農法の違いによる成長量や個体数の差について比較検討を行いました。3年間の調査では、どの田んぼでも稚魚は大きく成長しました。ただ、最後まで稚

魚を育成できた個体の割合は、天候等にも左右されるようで同じ田んぼでも年によって変動し、0.3%〜37%となりました。また、田んぼで育てる期間が長いほど、大きく育つ傾向がありました。これまでの調査では、有機農法と慣行農法では、明瞭な差は出ませんでした。今後、導入個体数を増やした場合の差異の調査や、育成個体数を高く安定させる方法について、活動に参加する地元の皆さんと検討を進め、田んぼでの効果的な育成方法の提案を行っていきます。



水路に設置したシュロ



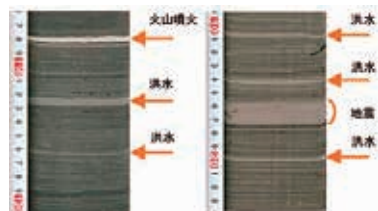
シュロに産み付けられたフナ・コイの卵

## コロナ禍における年縞博物館の活動

三方五湖の一つである水月湖の湖底には、およそ7万年の歳月をかけて積み重なった「年縞（ねんこう）」とよばれる縞模様様の地層が形成されています。



年縞博物館外観



水月湖の年縞（洪水などの痕跡）

水月湖の年縞は、考古遺物などの年代を測る「放射性炭素年代測定法」の較正に利用され、その精度を飛躍的に向上させたことから、「世界標準の年代のものさし」とよばれています。また年縞に含まれる花粉や火山灰などから、過去の気候や環境の変化を知ることができます。この年縞をテーマにした若狭町の「福井県年縞博物館」は、開館1年11か月の令和2年8月には、来館者10万人を達成しました。

## ○年縞博物館の取り組み

令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、約1か月間（4月4日〜5月10日）臨時休館となりました。再開後はコロナ禍においても観覧を楽しんでいただけるよう、自身のスマートフォン操作で利用できる音声ガイドやQRコード解説により、案内機能を強化しました。その他、国や県の観光促進事業を活用し、若狭町と連携して町内宿泊者への特典付与なども行いました。

また、特別企画展「シマシマが語る46億年の歴史」（9月19日〜11月23日）を開催しました。川上紳一氏（岐阜聖徳学園大学教授）を講師としてお招きした記念講演を開催するなど、2か月間で1万6千人を超える方に観覧いただきました。



特別企画展の様子



川上紳一氏による記念講演

## ○今後の展望

立命館大学との共同研究により水月湖年縞の学術

的な価値をさらに向上させるとともに、国内外に博物館をPRすることで、福井県の教育や観光に貢献していきます。また、特別企画展なども定期的に開催し、リピーターの確保にも努めていきます。

【開館時間】9時～17時（入館は16時半）

【休館日】火曜日、年末年始

## コウノトリの野外定着

県では、特別天然記念物であり田園生態系の頂点に立つコウノトリを自然再生のシンボルと位置付け、兵庫県立コウノトリの郷公園からペアを借り受けて共同研究として飼育・繁殖・放鳥事業を行っています。平成27年から30年にかけて、越前市で生まれたヒナ9羽を越前市内で放鳥しました。地域の方々とコウノトリが生息する環境づくりに取り組むことで、コウノトリの保全や、結果的に生態系をまるごと大きく保全していくことを目指しています。

### ○越前市ではじめての野外巣立ち

令和元年5月には、越前市安養寺町で、福井県が放鳥した「J0138（たからくん）」がペアとなつて繁殖を開始し、福井県の野外では55年ぶりとなるヒナの誕生が見られました。親鳥の経験不足からか、3羽のヒナは育ちませんでした。令和2年4月には再び4羽のヒナが孵化し、6月下旬から次々に巣立ちしました。8月上旬には徐々に親離れし、それぞれ自立して全国各地へ移動しています。

### ○坂井市でペアのオスが死亡

令和元年に坂井市春江町にて本県の野外では58年ぶりとなるコウノトリの巣立ちを成し遂げたコウノトリペアのうち、オスのJ0098は令和2年4月

に電線に触れたことによる感電により死亡、これによりメスのJ0078とのペアが消滅となりました。福井県嶺北地方に飛来する個体は年々増えていくため、繁殖可能となる3歳以上になった個体と再びペアになることが期待されています。



巣立ち前のコウノトリのヒナと母親のJ0132  
(令和2年6月8日 越前市安養寺町、越前市撮影)

## クリーンアップふくい大作戦

県では、福井の豊かで美しい自然環境を守るため、県民・行政が一体となって環境美化活動を行う「クリーンアップふくい大作戦」を推進しています。

令和2年度は、河川や海岸等における清掃活動を通じて、県民の環境美化および海洋プラスチックごみに対する意識の向上を図るため、11月に、誰でも気軽に参加できるごみ拾いイベントを県内各地で開催しました。

### ○クリーンウォーキング

令和2年11月15日（日）、美浜町内の湖沿いや海岸などを歩きながらごみを拾ってまちをきれいにする「クリーンウォーキング in 美浜町」を、美浜町との共催で開催しました。

当日は、ご当地アイドル・アミーガスのほか、町内外から個人・団体問わず幅広い年代の方が参加し

ました。特に、久々子海岸には非常に多くの漂着ごみが打ち上げられており、深刻な現状に驚きながらも、参加者同士で協力し合いながらプラスチック類を中心にごみ拾いを行いました。



久々子湖沿い



久々子海岸

### ○スポGOMI大会

チームで力を合わせ、制限時間内に決められたエリア内でごみを拾い、その質と量をポイントで競い合う「スポGOMI大会」を、令和2年11月8日（日）に福井市足羽川河川敷で、29日（日）に大野市真名川河川敷で、それぞれ福井市、大野市との共催で開催しました。

当日は、家族連れや学校の友だち同士、会社の同僚など、両会場とも20チーム以上が参加し、河川から流れ出たごみが海洋ごみとなることを意識しながら、チーム一丸となって活動し、汗を流しました。



足羽川河川敷



真名川河川敷



## 環境ふくい推進協議会会長表彰 受賞者一覧

環境ふくい推進協議会では、環境保全活動のより一層の推進を図ることを目的として、地道に環境保全活動に努められ、その活動が賞賛に値する個人・団体・学校・企業を表彰しています。令和2年度の受賞者は次のとおりです。

| 部門 | 氏 名 (市 町)                | 功 績 概 要                                                                                     |
|----|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個人 | 竹 内 清 (福井市)              | 福井県地球温暖化防止活動推進員（アースサポーター）として、温暖化防止の出前授業を行いました。その他にも、「エコライフ診断」や「うちエコ診断」などの省エネ活動を推進しています。     |
|    | 大野市開成中学校PTA (大野市)        | 大野市のシンボルである亀山などで桜の花を咲かせる活動を行っています。生徒や地域の住民などと一体となって、桜の植樹やゴミ拾い活動など環境保全活動を推進しています。            |
| 団体 | 岡保地区環境美化推進委員会 (福井市)      | 岡保地区内のごみ分別の指導や不法投棄防止の見守り活動などを行っています。また、活動継続のために各町内と課題の共有や学習会に参加することで、人材育成にも取り組んでいます。        |
|    | 西安居駐在所連絡協議会 (福井市)        | 西安居地区内で不法投棄されたごみの回収や見守り活動、不法投棄防止の看板の設置などを行っています。また、未更毛川の清掃活動を行い、地域の環境美化に貢献しています。            |
|    | 春山公民館環境美化部会 (福井市)        | 三ヶ用水の除草や花植え運動から始まり、活動範囲は権現川や底喰川まで広がりました。学生や企業にも参加を呼びかけ、地域全体で環境美化に取り組んでいます。                  |
|    | 和田地区老人クラブ連合会 (福井市)       | 地域の憩いの場である和田八幡宮や和田地区の公園などの清掃活動および除草活動を40年以上行っています。長年に渡る美化活動は、和田八幡宮で行われるお祭りなどの文化継承にも寄与しています。 |
| 学校 | あわら市細呂木小学校 (あわら市)        | 北潟湖周辺では希少植物の観察を行い、波松民有林では植物の生態を学び、植樹活動を行っています。これらの活動を通して、環境保全の大切さを学び、郷土を愛する心を育てています。        |
|    | 勝山市立荒土小学校 (勝山市)          | 校区内で地域団体や中学校等と連携し、広葉樹の苗木の世話や外来種駆除活動を行っています。さらに、地域住民へ活動内容の啓発活動を行い、地域住民とともに環境保全の意識を高めています。    |
|    | 福井県立三国高等学校 (坂井市)         | 三国神社や三国駅周辺で花壇の設置や手入れ、清掃活動などを20年以上行っており、地域の環境美化に積極的に取り組んでいます。                                |
| 企業 | アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社 (越前市) | 敦賀市の中池見湿地で除草や外来種の駆除などを行っています。また、同じ活動を行っている地元の住民や企業と活動報告を行うことで、知見を広め、環境保全に関する意識を高めています。      |
|    | 株式会社エース 福井事務所 (福井市)      | 板垣橋周辺の道路や足羽川の堤防の清掃活動を週に4回行っています。清掃活動を積極的に行っていることで、地域の環境美化への意識を高めています。                       |

# 私たちの活動紹介

## 日々の積み重ね活動

### 株式会社エース 福井事務所

株式会社エース福井事務所では、所長が前日に板垣橋周辺のごみ状況を見ながら通勤前に週4回程度清掃活動を行っています。この美化活動のきっかけは、所長が自宅周辺の市道等を清掃していますが、いつもきれいにしていると車からのごみ捨てが少なくなり、また周辺の町内・会社等も拾ってくれるようになり、気になっていた板垣橋も清掃するようになりました。

板垣橋周辺もいつもきれいにしていると、ごみ捨てが少なくなりますので、清掃の活動範囲を伸ばせるようになりました。また、福井土木事務所からの協力を得て、環境の改善が進んでいます。

我が国は四季と自然に恵まれていますので、更にボランティア活動と工夫を重ねることにより、風景に磨きをかけることができます。

今後は、少子高齢化や新型コロナウイルスの感染対策から、道路等の維持保全にかかる費用が更に少なくなっていく予定です。住民・企業等の持続的な協力を必要としていますので、皆様のご協力をお願いします。



清掃活動の様子



清掃後の板垣橋周辺

## 「ふるさと愛」を育てる環境学習

### あわら市細呂木小学校

本校は、校区内に、「鮭の遡上がみられる観音川」「希少植物希少生物がみられる北潟湖周辺や波松民有林」などの恵まれた自然環境があり、地域の諸団体の力をお借りしながら、環境保全活動に本腰を入れて取り組んでいます。以下、取り組みを簡単に紹介します。

#### ★地域の自然環境を知る活動

児童が、「自分の生まれた土地に愛着を持ち、ずっと守り抜いていこう」と思うには、まず地域の自然環境を知ることが大事だと考え、そのために、「あわらの自然を愛する会」等の協力を得て、波松民有林や北潟湖沿いの赤尾湿地に行き、希少植物希少生物の観察会を実施しています。また、学校周辺の草木を使って、しめ縄や門松作りの体験も行うなど、「細呂木地区の自然環境は身近なもの」という認識ももてるようにしています。

#### ★環境保全活動

本校では、高学年児童が塩害を防ぐため波松民有林でコナラの植樹を行っています。ボランティアと共に植えたコナラが、海岸を守り、地域を守り、大きく成長することを想像し、里地里山に対する興味を深めています。また、北潟湖の水質検査やメダカの育成等も行い、水質環境にも関心を寄せています。



赤尾湿地での希少植物観察会



波松民有林での植樹



細呂木地区創成会の方による門松づくり指導



## 主な環境関連法令の改正情報（令和2年2月～令和3年1月）法令チェックなどにご利用ください。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大気   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）</b> <p>概要 建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制の拡大、都道府県等への事前調査結果報告および作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策が強化された。</p> <p>公布 令和2年6月5日</p> <p>施行 公布の日（令和2年6月5日）から1年を超えない範囲内で政令で定める日（事前調査結果の報告については、公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）</p> </li> <li>■ <b>大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第304号）</b> <p>概要 大気汚染防止法の改正に伴い必要な事項の改正が行われた。</p> <p>①「特定建築材料の種類」を石綿を含有するすべての建築材料とする。</p> <p>②特定粉じん排出等作業の届出対象となる範囲を従前の届出範囲と同様に吹き付け石綿等とする。</p> <p>③事前調査の報告および検査の対象及び範囲規定の整備</p> <p>公布 令和2年10月7日</p> <p>施行 令和3年4月1日（石綿の有無の調査結果の都道府県等への報告に係る規定は令和4年4月1日）</p> </li> <li>■ <b>大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和2年環境省令第25号）</b> <p>概要 大気汚染防止法の改正に伴い施行規則について次の事項の規定等が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定粉じん排出等作業に係る作業計画の策定</li> <li>・石綿含有成型板等の特定粉じん排出等作業に係る作業基準</li> <li>・事前調査に係る事項（①石綿含有の事前調査方法 ②事前調査に一定の知見を有する者の活用を義務化 ③元請け業者から発注者への事前調査等の説明事項 ④事前調査に関する記録事項・記録等の保存期間 ⑤事前調査結果等の揭示方法 ⑥事前調査結果の報告事項</li> <li>・作業終了時の措置・確認事項・記録に関する事項</li> <li>・元請け業者から発注者への作業の結果の報告事項・報告書面の保存期間</li> <li>・特定粉じん排出等作業中の石綿漏洩の有無の確認事項</li> <li>・直接罰の対象となる措置等</li> </ul> <p>公布 令和2年10月15日</p> <p>施行 令和3年4月1日（⑥は令和4年4月1日、②は令和5年10月1日）</p> </li> </ul> |
| 水質   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第3号）</b> <p>概要 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の指針は環境大臣が定めるものとされた。また、浄化槽処理促進区域の指定の方法、公共浄化槽制度の創設に伴う必要書面等、浄化槽の使用休止時の清掃や届出様式などが定められた。</p> <p>公布 令和2年2月7日</p> <p>施行 浄化槽法の一部を改正する法律の施行の日（令和2年4月1日）</p> </li> <li>■ <b>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第356号）</b> <p>概要 水質汚濁防止法の特定施設から「住宅宿泊事業の用に供するちゅう房施設等」が除かれた。</p> <p>公布 令和2年12月18日</p> <p>施行 公布の日の翌日（令和2年12月19日）</p> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 土壌   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第14号）</b></li> <li>・ <b>土壌の汚染に係る環境基準の一部を改正する件（令和2年環境省告示第44号）</b></li> <li>・ <b>地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件（令和2年環境省告示第45号）</b></li> <li>・ <b>土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件（令和2年環境省告示第46号）</b></li> <p>概要 カドミウム及びその化合物とトリクロロエチレンについて、土壌環境基準および土壌汚染対策法に基づく汚染状態に関する基準等が見直された。また、併せてカドミウム及びその化合物の測定方法が改正された。</p> <p>公布 令和2年4月2日</p> <p>施行 公布の日（令和2年4月2日）（一部の規定は令和3年4月1日）</p> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 海洋汚染 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第245号）</b> <p>概要 船舶により輸送される液体物質等の排出規制等に係るマルポール条約において物質の追加等が行われたことを踏まえ、政令別表の物質の追加等が行われた。</p> <p>公布 令和2年8月13日</p> <p>施行 令和3年1月1日</p> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 化学物質 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第1号）</b></li> <li>・ <b>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の規定に基づく事由及び財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣及び防衛大臣が定める期限を定める件（令和2年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省告示第1号）</b></li> <p>概要 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、届出等の履行期限を延長するための規定を定め、令和2年度の排出量・移動量の届出等の提出期限が7月31日とされた。</p> <p>公布 令和2年6月12日</p> <p>施行 公布の日（令和2年6月12日）</p> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 廃棄物  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第5号）</b> <p>概要 優良産廃処理業者の認定に係る①申請時期、②第三者機関による優良認定基準の一部審査代行および認定基準の追加等の見直しがされた。</p> <p>公布 令和2年2月25日</p> <p>施行 ①公布の日（令和2年2月25日）、②令和2年10月1日</p> </li> <li>■ <b>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和2年環境省令第19号）</b> <p>概要 令和2年2月25日の施行規則改正により優良産廃処理業者の許可の申請手続きおよび認定基準が改正され、事業の透明性に係る環境大臣が指定した者が作成した書類の提出が規定されたことから、大臣が認定する者の基準が定められた。</p> <p>公布 令和2年8月24日</p> <p>施行 令和2年10月1日（一部、公布の日（令和2年8月24日））</p> </li> <li>■ <b>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第18号）</b> <p>概要 ・産業廃棄物処理施設の設置者が事前に届出を行うことにより、処理対象の産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができるとされた。</p> <p>・PCB 廃棄物が一般廃棄物処理施設の設置に係る特例対象へ追加された。</p> <p>公布 令和2年7月16日</p> <p>施行 公布の日（令和2年7月16日）</p> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                               |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 労働衛生       | ■・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                               |
|            | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ・石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)関係<br>建築物等の解体等の作業を行う場合の石綿等の使用の有無に関する事前調査の対象・方法およびその結果の労働基準監督署への報告が規定された。また、吹き付け石綿等の除去作業に際して、集じん方法の変更時の漏えい点等点検や石綿含有成形品の除去作業基準等が規定された。<br>・労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）関係<br>計画届の対象に吹き付け石綿等の封じ込め作業等が追加された。 |
|            | 公布                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 令和2年7月1日                                                                                                                                                                                                                      |
|            | 施行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 令和3年4月1日（ただし、一部の規定は令和2年10月1日、令和4年4月1日、令和5年10月1日に施行）                                                                                                                                                                           |
|            | ■・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の一部を改正する件（令和2年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                               |
| 危険物・消防     | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 建築物の石綿含有建材の使用実態調査を行う者について、「一戸建て等石綿含有建材調査者」（一戸建て住宅等の内部の調査を行う者で、厚生労働大臣の登録を受けた講習を受講し、修了考査に合格した者）の追加等がされた。                                                                                                                        |
|            | 公布                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 令和2年7月1日                                                                                                                                                                                                                      |
|            | 施行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 令和2年7月1日                                                                                                                                                                                                                      |
|            | ■①石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号）<br>②石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号）<br>③石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号）<br>④石綿障害予防規則第六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第279号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                               |
|            | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 石綿障害予防規則で規定された石綿等の使用の有無の事前調査について、①事前調査を行う者の要件、②分析調査を行う者の要件および③結果等の報告対象となる工作物が定められた。また、④暴露防止措置を義務付けるレベル3の材料として、石綿等を含有するけい酸カルシウム板第一種が定められた。                                                                                     |
| 球温暖化・エネルギー | 公布                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 令和2年7月27日                                                                                                                                                                                                                     |
|            | 施行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ①②令和5年10月1日 ③令和4年4月1日 ④令和2年10月1日                                                                                                                                                                                              |
|            | ■・労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示（令和2年技術上の指針公示第22号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                               |
|            | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 令和2年7月1日の石綿障害予防規則等の改正に伴い、建築物等の解体等作業及び労働者が石綿に暴露するおそれのある建築物等における業務に係る措置に関する留意事項を定めた指針が改正された。                                                                                                                                    |
|            | 公布<br>施行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 令和2年9月8日<br>令和3年4月1日（一部は令和2年10月1日）                                                                                                                                                                                            |
| 環境影響評価     | ■・火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年経済産業省令第37号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                               |
|            | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、火薬類取締法に基づく国および都道府県の試験の実施が困難な場合の告示など各種法手続きの期間延長等の規定が定められた。<br>（火薬類取締法施行規則、容器保安規則、冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 他）                                                              |
|            | 公布                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 令和2年4月10日                                                                                                                                                                                                                     |
|            | 施行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 公布の日（令和2年4月10日）                                                                                                                                                                                                               |
|            | ■・エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年経済産業省令第25号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                               |
| その他        | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定により特定事業者等に提出が求められている中長期計画書の様式および定期報告の様式が改定された。また、提出頻度の要件が規定された。                                                                                                                                         |
|            | 公布                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 令和2年3月31日                                                                                                                                                                                                                     |
|            | 施行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 令和2年4月1日                                                                                                                                                                                                                      |
|            | ■・特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正した件（令和2年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号）<br>・特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正した件（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号）<br>・特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正した件（令和2年厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）<br>・工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件の一部を改正する件（令和2年経済産業省告示第69号）<br>・特定事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正した件（令和2年経済産業省告示第70号） |                                                                                                                                                                                                                               |
|            | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るための「判断基準」、および事業者に作成が求められている中長期的な計画の「中長期計画作成指針」が、制定時から技術水準の向上や最新の省エネ事例を踏まえ、一部改正された。                                                                                    |
|            | 公布<br>施行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 令和2年3月31日<br>令和2年4月1日                                                                                                                                                                                                         |
| その他        | ■・電気事業法施行規則の一部を改正する省令（令和2年経済産業省令第16号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                               |
|            | ・発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（令和2年経済産業省令第17号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                               |
|            | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第53号）が令和2年4月1日に施行され、太陽電池発電所の設置又は変更の工事業が法の対象事業に追加されることとなったことから、計画段階配慮事項・調査等の選定指針、環境影響評価の項目・調査等の手法の選定指針、環境保全措置に係る指針が改正された。併せて、太陽電池発電所の設置又は変更の工事の第二種事業に関し、「電気事業法施行規則」の所要の改正が行われた。                     |
|            | 公布                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 令和2年3月18日                                                                                                                                                                                                                     |
|            | 施行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和2年4月1日）                                                                                                                                                                                           |
| その他        | ■・押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令（令和2年環境省令第31号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                               |
|            | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 水質汚濁防止法施行規則、騒音規制法施行規則、大気汚染防止法施行規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則、悪臭防止法施行規則、振動規制法施行規則、浄化槽法施行規則、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則、土壌汚染対策法施行規則等に定める届出等（一部）の押印を不要とし、様式の印マーク削除等がされた。                                                                        |
|            | 公布                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 令和2年12月28日                                                                                                                                                                                                                    |
|            | 施行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 公布の日（令和2年12月28日）                                                                                                                                                                                                              |
|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                               |



## 環境ふくい推進協議会からのお知らせ

### ○環境ふくい推進協議会のホームページ、Facebookをご活用ください!

ホームページでは、環境保全に関するお知らせやイベント情報が検索でき、カラフルで見やすくなっています!!自然体験活動や風景などの投稿写真や支援事業の紹介、企業・団体の想いを紹介するページも掲載していますので、こちらもぜひアクセスしてみてください。

イベント掲載希望申込フォームからは、皆様からの環境に関する情報をホームページにアップでき、情報共有ができるようになっています。イベントの周知や参加者募集、実施後の活動報告としてお使いいただけます。アップした内容は、月2回のメールマガジンにて会員の皆様に配信されます。

環境ふくい推進協議会

検索

HP:

<http://www.kankyou-fukui.jp/>



Facebook URL:

<https://m.facebook.com/kanfukyou>



### ○環境ふくい推進協議会 会員募集!

環境ふくい推進協議会では、随時会員を募集しています。環境問題に関心のある方、本誌『みんなのかんきょう』を読みたい方、当協議会主催行事等の情報を知りたい方は、ぜひご入会ください。お待ちしております!

#### <年会費>

個人会員: 500円(1口以上何口でも可)

団体会員: 無料

企業会員: 10,000円(1口以上何口でも可)

#### <お申込み・お問い合わせ>

環境ふくい推進協議会事務局(福井県環境政策課内) TEL: 0776-20-0301

#### <バックナンバーについて>

これまでの「みんなのかんきょう」は、下記の環境ふくい推進協議会のホームページでご覧になれます。

[http://www.kankyou-fukui.jp/040\\_info\\_magazine/](http://www.kankyou-fukui.jp/040_info_magazine/)



### 環境アドバイザー制度をご活用ください!

当協議会では、環境に関する学習会やイベントで、指導者や講師にお困りの方へ環境アドバイザーを派遣しています。環境アドバイザーは、環境問題やリサイクル、省資源・省エネ、自然保護など様々な分野の専門家です。

みなさんの町にも環境アドバイザーを呼んで、環境について学びませんか?どうぞお気軽にご相談ください。

#### <お申込み・お問い合わせ>

環境ふくい推進協議会事務局

福井県自然環境課内(自然体験・自然観察)

TEL: 0776-20-0306

福井県環境政策課内(その他の分野)

TEL: 0776-20-0301

### 編集後記

令和2年度は新型コロナウイルスの感染症の拡大防止のため、様々なイベントが中止や規模縮小されましたが、そのような状況下にあっても、多くの企業、学校、団体等において、創意工夫を凝らした「新しい生活様式」による環境保全活動の実践がありました。この他、7月からのプラスチックごみ削減のためのレジ袋の有料化や、10月の「2050年カーボンニュートラル」宣言など、環境問題の解決に向けた大きな動きがあり、皆様には、ますます環境問題への関心が高まったかと思います。

当協議会では団体や企業が行う環境保全を支援するため、講義や企業見学等さまざまな事業を実施しております。今後も環境に関する情報を発信し、県民の皆様の環境に関する意識を高めていきたいと思っています。

### ご意見・ご感想募集中

今後もより良い情報誌とするため、みんなのかんきょう第73号に関するご意見・ご感想をお待ちしております。掲載希望記事などもお寄せください。